労働保険適用徴収・電子申請システムのサービス終了及び「電子政府の総合窓口」（e-Gov）への統合について

1　はじめに

　労働保険適用徴収関係手続の電子申請については、これまで、「労働保険適用徴収・電子申請システム」（以下、「現行システム」といいます。）によるサービスをご提供してまいりましたが、手続ワンストップ化やパソコン操作の府省共通化等によって利便性を向上させるため、この度、システム更改を行い、電子申請受付の窓口機能を、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」の電子申請システム（以下「e-Gov」といいます。）に統合いたします。

　つきましては、以下のとおり e-Gov 統合に関するスケジュール等をご案内いたしますので、内容をご確認ください。

　現行システムをご利用いただく皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

　皆様には、長きにわたり現行システムをご利用いただき、厚く御礼申し上げますとともに、平成 22 年 1 月 5 日（火）からの e-Gov 統合後も引き続き電子申請をご利用くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

　また、これまで電子申請をご利用いただけていない方におかれましては、この機会にぜひ電子申請をご検討ください。

※　e-Gov 電子申請システムのアドレスは、以下のとおりです。

http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/smenu.html

2　スケジュールの概要

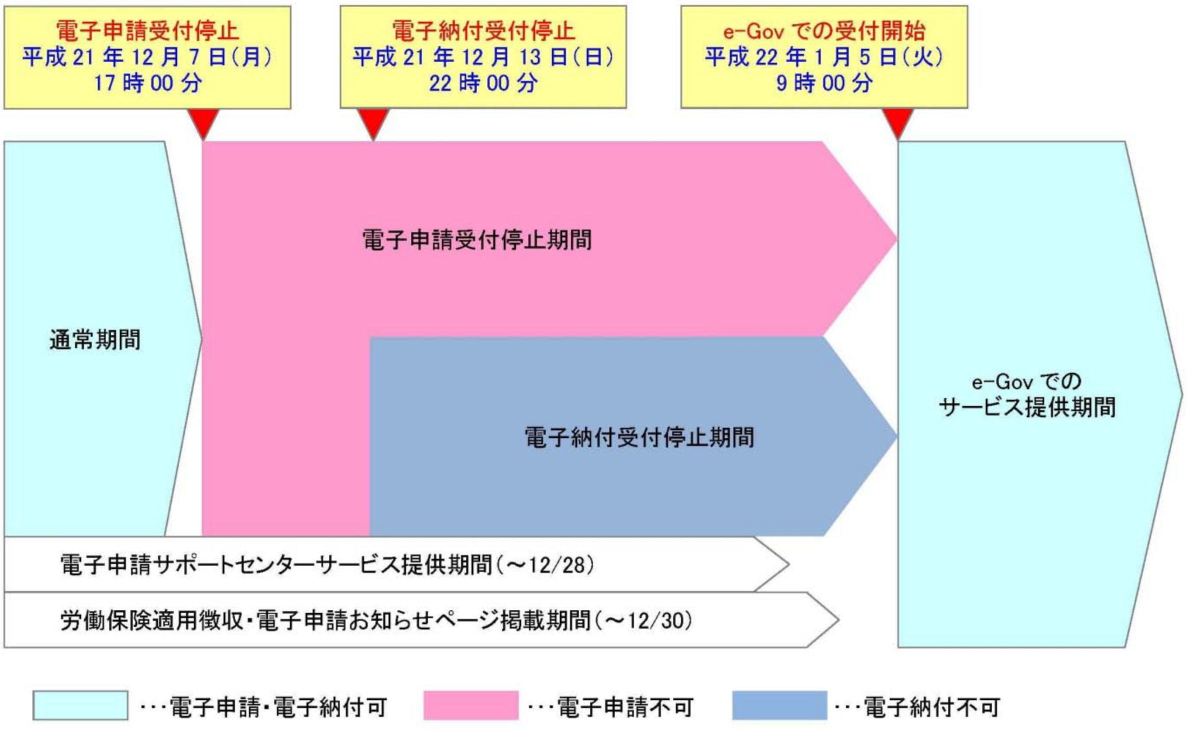

３　各期間の概要

（１）通常期間
（～平成 21 年 12 月７日（月）17：00）

現行システムによる電子申請・電子納付サービスを通常どおり提供いたします。

（２）電子申請受付停止期間
（平成 21 年 12 月７日（月）17：00～平成 22 年１月５日（火）９：00）

現行システムにて取り扱う電子申請手続の受付を停止いたします。

この期間中に申請等を行う必要がある場合には、誠に恐れ入りますが、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所にて書面による申請を行ってください。

（３）電子納付受付停止期間
（平成 21 年 12 月 13 日（日）22：00～平成 22 年１月５日（火）９：00）

電子納付の受付を停止いたします。

誠に恐れ入りますが、この期間中に労働保険料等の納付を行う必要がある場合には、最寄りの労働局又は労働基準監督署をお尋ねください。

また、Pay-easy（ペイジー）に対応した銀行ＡＴＭ等による納付も、受付を停止いたしますので、ご注意ください。

（４）電子申請サポートセンターサービス提供期間
（～平成 21 年 12 月 28 日（月）17：00）

平成 21 年 12 月 28 日（月）17：00 をもって、サービスを終了いたします。

（５）労働保険適用徴収・電子申請お知らせページ掲載期間
（～平成 21 年 12 月 30 日（木）24：00）

平成 21 年 12 月 30 日（木）24：00 をもって、閉鎖いたします。

（６）e-Gov でのサービス提供期間
（平成 22 年１月５日（火）９：00～）

電子申請・電子納付サービスを e-Gov においてご提供いたします。

４　留意事項

（１）電子申請受付停止に伴う留意事項

① 電子申請受付停止期間における各種手続きの申請について

平成 21 年 12 月 7 日（月）17：00 から平成 22 年 1 月 5 日（火）9：00 までの間に申請を行う必要がある場合は、開庁日に最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所にて書面による申請を行ってください。

② 審査結果の参照について

現行システムによる申請に係る審査結果は、平成 21 年 12 月 30 日（水）24：00 まで、現行システムの電子申請ソフト（以下「現行ソフト」といいます。）によりご確認いただくことができますが、e-Gov ではご確認いただくことができませんので、審査結果は、お早めに確認してください。

また、審査結果画面については、印刷等のうえ、別途保管してくださいますよう、お願いいたします。

なお、現行ソフトによって申請手続の処理結果が確認できない場合には、申請先労働局等の窓口までお問い合わせ願います。

③ 電子証明書について

現行システムでご利用いただいていた電子証明書は、引き続き、e-Gov においてもご利用いただくことができます。

（2）電子納付受付停止に伴う留意事項

① 電子納付受付停止期間中における納付手続きについて

労働保険料等の納付を行う必要がある場合には、最寄りの労働局又は労働基準監督署をお尋ねください。

② 納付番号のお取り扱いについて

現行システムで振り出した労働保険料又は一般拠出金の電子納付に係る収納機関番号、納付番号及び確認番号については、e-Gov でのサービス提供開始以降、インターネットバンキングや ATM にてご利用いただけるようになります。

（3）電子申請サポートセンターサービス終了に伴う留意事項

① 現行ソフトついて

電子申請サポートセンターのサービス終了に伴い、現行ソフトに係るサポートは平成 21 年 12 月 28 日（月）17：00 をもって終了いたします。以降、現行ソフトに起因する不具合については対応致しかねますので、サポートの終了後は、お使いのパソコンから現行ソフトをアンインストールいただくことを推奨いたします。（アンインストールの方法は、この案内文の末尾の「労働保険適用徴収・電子申請ソフトのアンインストールの方法について」を参照ください。）

なお、現行ソフトを削除する前に、過去の申請データ等の必要な情報は、印刷等を行い別途保管しておいてください。

５　お問い合わせ先

時期によってお問い合わせ先が異なります。各期間のお問い合わせ先は、以下のとおりです。

※　様式の記入要領等や手続に関するご質問等については、最寄りの労働局、労働基準監督署又は公共職業安定所までお問い合わせください。

（１）現行システムのe-Gov統合に関するお問い合わせ先

（平成21年12月28日（月）17：00まで）

「労働保険適用徴収・電子申請システム サポートセンター」
0570－063154（ナビダイヤル）
03－5339－6712（IP電話等をご利用の場合※）
※東京23区内までの通話料金がかかります。予めご了承ください。

（２）e-Govで提供している各種サービスに関するお知らせやe-Gov電子申請システムの利用準備・操作方法等に関するお問い合わせ

「電子政府利用支援センター」
下記URLをご覧ください。
http://www.center.e-gov.go.jp/

なお、e-Govのご利用に当たって、利用者の皆様から多く寄せられた質問と回答を掲載しております。
お問い合わせの前に、ぜひご覧ください。
下記URLをご覧ください。
http://www.center.e-gov.go.jp/tmself16/htdocs/FaqTop.jsp

e-Gov 統合に関するＱ&Ａ

1　全般的な内容について

（１）e-Govとは何ですか？

電子政府の総合窓口（e-Gov）とは、各府省がインターネットを通じて提供している様々な行政情報を国民の皆様に有効に活用していただくための総合的な検索・案内サービスや、インターネット上から 24 時間 365 日いつでも国に対して申請届出（電子申請）を行うことができる窓口サービスを提供している「政府のポータルサイト」です。

現在、総務省や経済産業省など 10 府省の手続が申請可能となっており、労働保険適用徴収関係手続を除く厚生労働省のほとんどの手続が e-Gov から申請可能となっております。

（２）なぜe-Govに統合するのですか。

これまで各府省では、府省個別のシステムを整備し、電子申請サービスを提供していましたが、e-Gov で一元的に申請可能とすることにより、手続のワンストップ化やパソコン操作手順の共通化を図り、国民の利便性を向上することが可能となります。

（３）e-Gov統合後、電子申請システムの利用準備や操作方法がわからないときは、どこに問い合わせればよいですか？

「電子政府利用支援センター」において、以下のお問い合わせに対応いたします。

- ◆ e-Gov 電子申請システムの利用準備や、申請手続のパソコン操作など
- ◆ e-Gov で提供している各種サービスに関するお知らせ

詳しくは、以下の URL をご覧ください。

「電子政府利用支援センター」
http://www.center.e-gov.go.jp/

なお、e-Gov のご利用に当たって、利用者の皆様から多く寄せられた質問と回答を掲載しております。
お問い合わせの前に、ぜひご覧ください。
下記 URL をご覧ください。
http://www.center.e-gov.go.jp/tmself16/htdocs/FaqTop.jsp

また、各種様式の記入要領等、労働保険適用徴収関係手続に係る手続の内容に関しては、最寄りの労働局、労働基準監督署又は公共職業安定所までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

２　e-Gov 統合後の申請について

（１）現行ソフトは利用できなくなるのですか？

平成 21 年 12 月７日（月）17：00 以降、現行ソフトによる申請はできなくなります。

なお、現行ソフトのサポートは、平成 21 年 12 月 28 日（月）17：00 をもって終了いたします。

（２）使わなくなった現行ソフトはどのように対処すればいいのですか？

現行ソフトについては、平成 21 年 12 月７日（月）17：00 以降、申請ができなくなり、また、平成 21 年 12 月 28 日（月）17：00 をもってサポートを終了いたします。以降、不具合への対応は致しかねますので、お使いのパソコンから削除いただくことを推奨いたします。

なお、現行ソフトを削除する前に、過去の申請データ等の必要な情報は、印刷等を行い別途保管しておいてください。

（３）これまでの申請済みデータを再利用して申請できるのですか？

現行システムと e-Gov では、申請データの形式が異なるため、再利用はできません。何卒ご理解の程お願いいたします。

（４）これまでの申請済みデータはどのように保管すればいいのですか？

申請済みデータの閲覧には、現行ソフトが必要ですが、電子申請ソフトについては、平成 21 年 12 月 28 日（月）17：00 をもってサポートを終了いたしますので、過去の申請データ等の必要な情報は、印刷等を行い別途保管しておいてください。

３　動作環境について

（１）e-Gov統合後も、現在使用しているパソコンで申請可能でしょうか？

現在ご使用頂いているパソコンのスペックや OS により異なります。e-Gov 電子申請システムの動作環境の範囲内であればご利用可能です。

詳細は、e-Gov 電子申請システムのホームページから、「e-Gov 電子申請システムの動作環境について」をご覧ください。

http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/prepare/environment.html

※　e-Gov では Windows Vista や Mac OS もご利用いただくことができます。

（２）現行システムで利用可能としていた証明書は、e-Gov移行後はどのようになるのですか。

現在、現行システムにおいて利用可能としている認証局は、すべて引き続きご利用いただくことができます。

４　操作方法・機能について

（１）現行システムとe-Govでは操作方法は異なりますか。

現行システムと e-Gov では操作方法が異なります。
e-Gov の操作方法についてお知りになりたい場合は、動作環境をご確認のうえ、e-Gov 体験システムをお試しください。

＜e-Gov 電子申請システムの動作環境について＞
http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/prepare/environment.html

＜e-Gov 電子申請体験システム＞
http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/taikenprepare/index.html

（２）e-Gov統合後もアクセスコードを使って年度更新はできますか？

現行システムと同様、アクセスコードによる申告済概算保険料額等の自動入力は可能です。
また、社会保険労務士の代行申請における事業主署名省略についても、現行システムと同様に可能です。

（３）グループ申請は利用できますか？

e-Gov 統合により「保険関係成立届」「名称、所在地等変更届」「代理人選任・解任届」の３手続について、雇用保険・社会保険とのグループ申請をご利用いただくことが可能となります。

（４）現行システムではこれまで申請データの仕様公開を行っておりましたが、e-Govではどうなるのでしょうか？

e-Gov のサイト上で、データの仕様公開を行う予定です。

労働保険適用徴収・電子申請ソフトのアンインストール方法について

労働保険適用徴収・電子申請ソフトのアンインストール手順は以下のとおりです。

※注意　保存しておきたい申請データがある場合、アンインストール前にあらかじめ電子申請ソフトによりプリントアウトするか画面コピー等を行ってください。

1　「コントロールパネル」を選択

Windows の［スタート］から［設定］、［コントロールパネル］を選択してください。

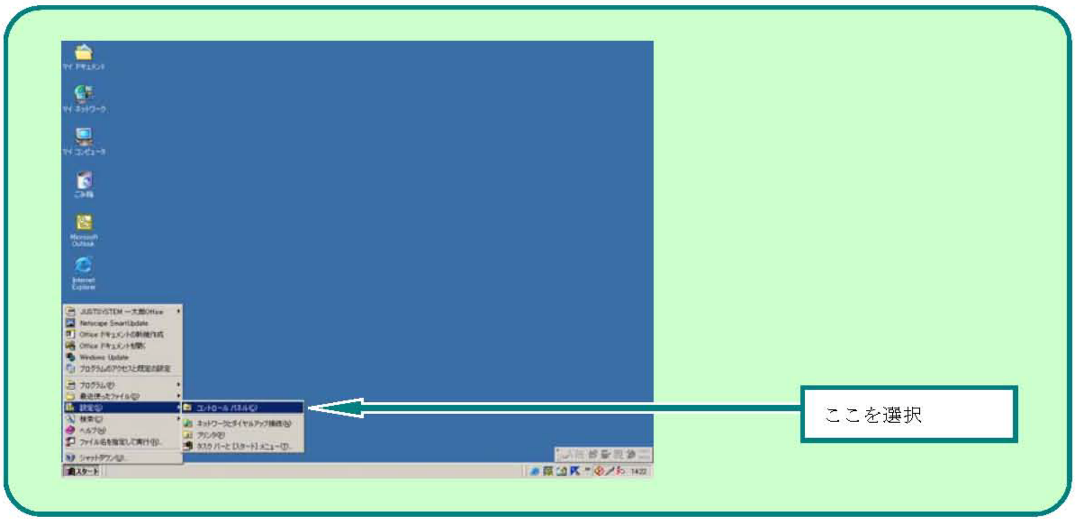

2　「アプリケーションの追加と削除」をダブルクリック

［アプリケーションの追加と削除］をダブルクリックしてください。

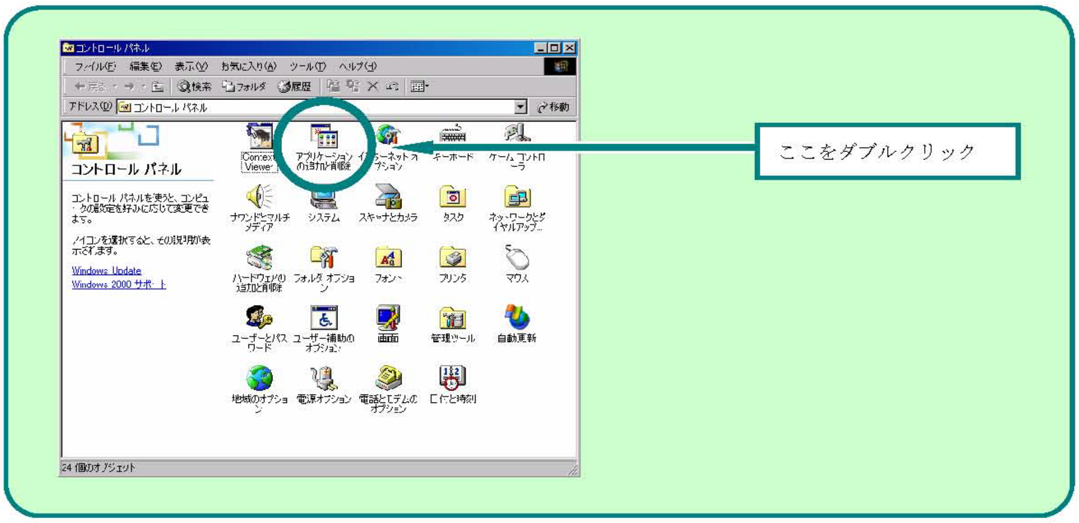

3　「変更と削除」をクリック

［労働保険適用徴収電子申請ソフト］を選択して、［変更と削除］をクリックしてください。

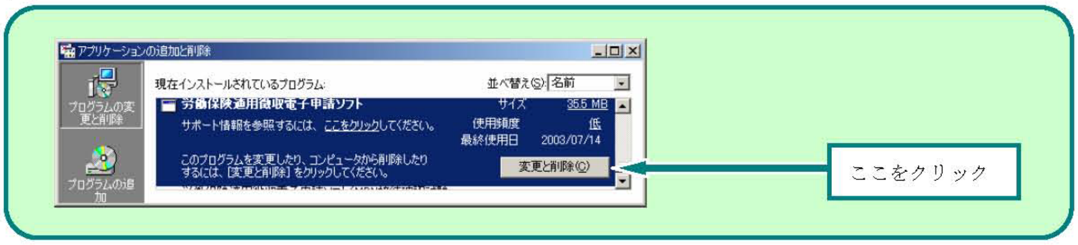

4　「セットアップの準備」 ＞ 「削除」を選択 ＞ 「次へ」

セットアップの準備が終り次第、変更・修正・削除の選択ダイアログボックスが表示されます。［削除］を選択して、［次へ］をクリックしてください

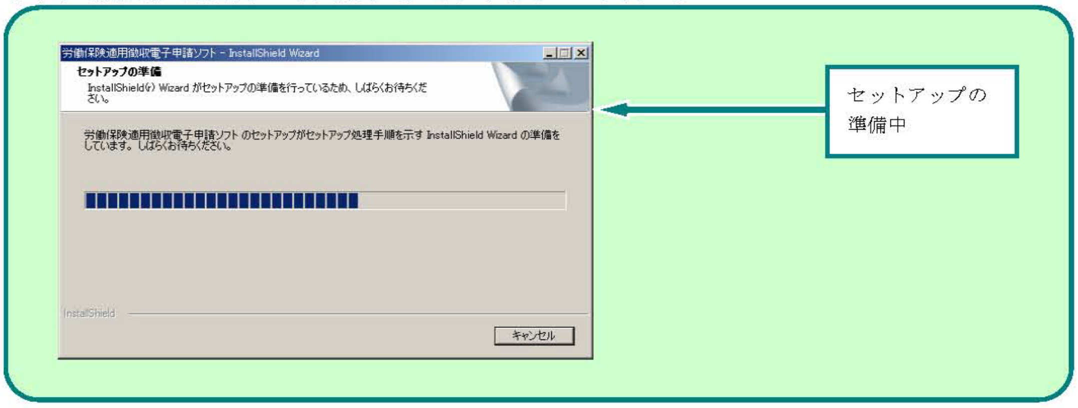

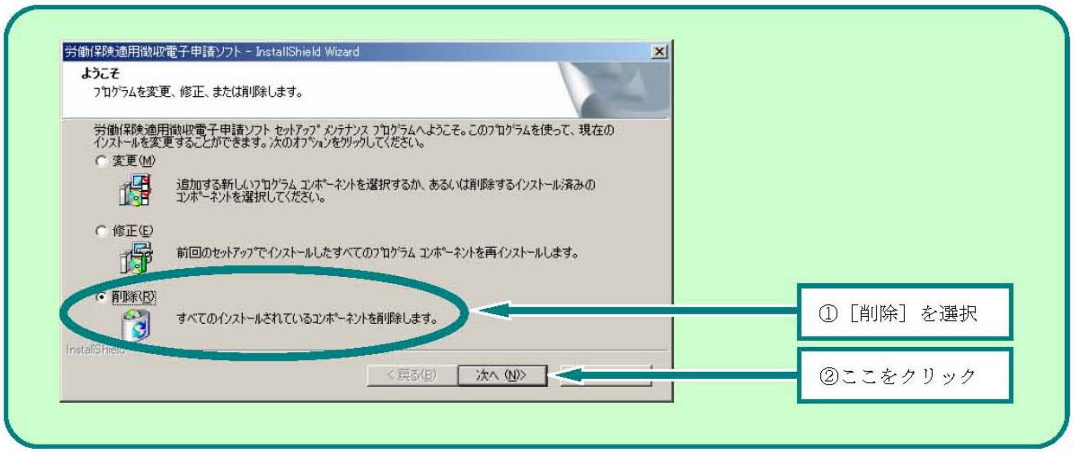

5　確認ダイアログ　＞　「はい」を選択　＞　アンインストール開始

確認のダイアログが表示されます。［はい］をクリックするとアンインストールが始まります。

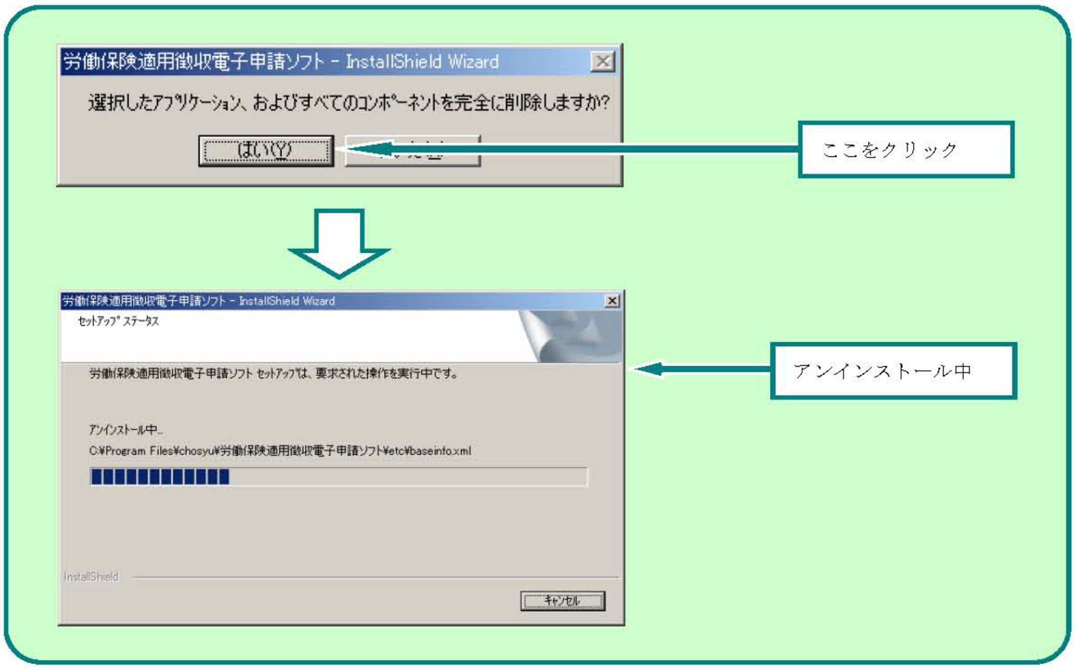

6　アンインストール完了

アンインストールが終了すると確認のメッセージが表示されます。ダイアログボックスの「OK」をクリックした後に、［完了］ボタンをクリックしてください。

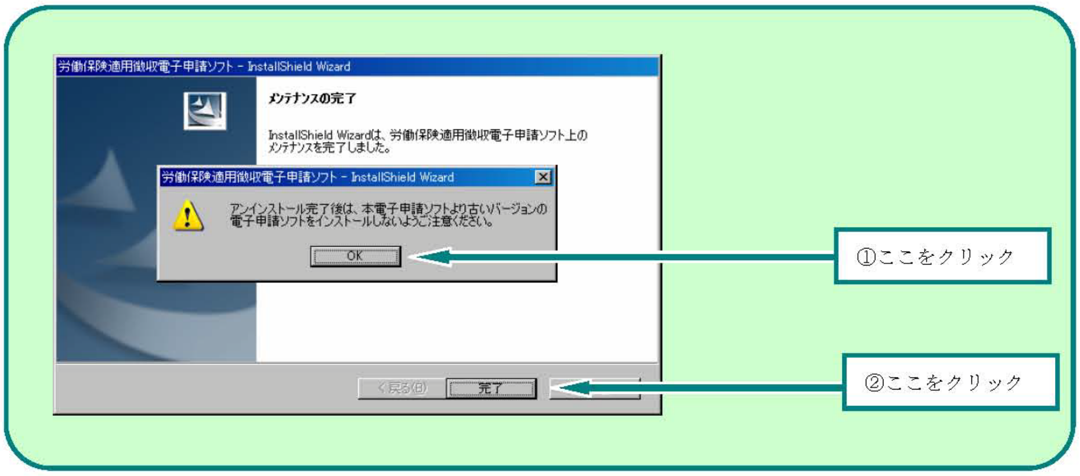

以上で電子申請ソフトのアンインストールは終了です。

※注意　　電子申請ソフトをアンインストールしても、フォルダは削除されません。
完全に削除する場合は、別途、インストール先のフォルダの削除を行ってください。